

しずおか

支えるチカラを



もくじ

農地利用最適化推進委員の紹介 2~4
 静岡市農業施策に関する要望書の提出
 農用地区域(青地)からの除外・編入を計画している方へ 5
 「竹澤農園」紹介 6
 農業者年金・農地転用について 7
 農地利用状況調査・遊休農地の課税強化等について 8

【発行】 平成28年12月
静岡市農業委員会

【編集】 静岡市農業委員会事務局
静岡市葵区追手町5番1号
電話:054-221-1483

【ホームページアドレス】
http://www.city.shizuoka.jp/000_000414.html



農業委員会等に関する法律の改正により平成二十八年四月二日より新農業委員会がスタートしました。五月十二日には農地利用最適化推進委員の委嘱式を行いました。

農地利用最適化推進委員の目的としては農地の出し手と受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進すること、遊休農地の発生防止・解消を推進すること等、農業委員と連携して推進の成果を上げて行くことにあります。

今後、三年間にわたり、地域農業にて農地等の利用の最適化を積極的に実践活動を行う二十七名の農地利用最適化推進委員を紹介します。

農地利用最適化推進委員の紹介

〔葵 区〕



麻機地区
木原 重之



安東地区
松田 秀男



大河内・梅ヶ島地区
望月 春樹



賤機地区
繁田 清治



賤機地区
秋山 純男



千代田地区
伊藤 修司



西奈地区
望月 英正



藁科地区
花村 直仁



藁科地区
大橋 辰久



玉川・井川地区
白鳥 好作



美和地区
佐藤 幸雄



美和地区
海野 光祥



〔駿河区〕

大里・高松地区
杉山 齊



大川地区
佐藤 肇



清沢地区
小坂 錦一



藁科地区
勝山 實

〔葵区〕



長田地区
杉山 利彰



長田地区
徳田 孝



丸子地区
松川 和夫



大谷・久能地区
石川 稔



豊田・東豊田地区
石井 茂樹



有度地区
伴野 勝也



清水地区
酒井 久義



清水地区
柴田 明生



清水地区
大瀧 忠久

〔清水区〕



〔清水区〕



庵原地区
小笠原 将光
おがさわら まさみつ



庵原地区
國持 秀憲
くにもち ひでのり



袖師地区
矢入 静夫
やいり しずお



飯田地区
平井 登
ひらい のぼる



高部地区
近藤 真明
こんどう まさあき



両河内地区
山崎 博康
やまざき ひろやす



両河内地区
細川 文則
ほそかわ ふみのり



小島地区
瀧 純男
たき すみお



興津地区
伏見 勝
ふしみ まさる



庵原地区
杉山 公啓
すぎやま きみひろ

平成28年5月11日
農業委員・農地利用最適化推進委員
委嘱式・顔合わせ及び研修会



蒲原地区
美尾 明
みお あきら



由比地区
望月 芳明
もちづき よしあき



「静岡市農業施策に関する要望書」の提出

平成28年9月30日(金)

田辺信宏市長へ「静岡市農業施策に関する要望書」を提出しました。



要望書提出にあたり本市の実情を市長へ説明し、かけがえのない本市農業を守っていくためには環境の変化に対応し、国の政策を注視しながら支援をお願いしたいと強く要望しました。

田辺市長からは農業改革については、農業行政部門一丸となって取り組むことが必要であり、農地利用最適化推進事業の拡充における自治体の経済政策及び民間への投資等、将来を見通した農業政策を進めていくとお話いただきました。

【要望内容】

1. 都市農家支援事業の継続
2. 担い手育成支援事業費の増額
3. 茶園地再編対策事業の拡充
4. リーフ茶消費拡大の積極的推進
5. 有害鳥獣対策事業の拡充
6. 中山間地域活性化の推進
7. 都市農業振興基本計画の策定における意見の反映

西ヶ谷会長をはじめ出席委員は農業における現状の重要課題である「担い手育成支援事業費の増額」について、後継者不足の中、十分な予算確保及び農業者の実情に合わせた利用しやすい制度となるよう要望しました。

また、「中山間地域活性化の推進」については、若年層を中心に都市部への人口流出と高齢化が進んでいる中、農林業において安定した所得を得るため地域資源を活かし、都市部と中山間地の観光・交流を推進するための道路交通網など基盤整備および観光振興等の施策の推進を求めました。



農用地区域(青地)からの除外・編入を計画している方へ

静岡市では、毎年3月と8月に静岡市農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外及び編入)の受付を行っております。

しかし、来年度に同計画の全体見直し(定期変更)を実施することから、**平成29年の受付を3月と6月に変更します**。また、6月受付分については、定期変更に合わせて行われるため、完了までに長期間を要することが予測されます。

現在、農用地区域からの除外及び編入を計画されている方は、農業政策課にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 静岡市農業政策課 総務係(清水庁舎) ☎054-354-2190



～「感謝」の言葉を忘れずに～ 竹澤農園



竹澤伴和さん

近年、台風の大型化・夏の猛暑・冬の大雪等の異常気象そして鳥獣被害は、わさび生産に大打撃を与え、苦労の連続です。

関東、関西の中心地に位置している静岡市は流通面が恵まれており、わさびを待っているお客様へ新鮮なうちに届けることができます。

サラリーマン時代の消費者目線での経験を活かし、静岡ブランドとして両河内のわさびを全国に広めていきたいと思っています。



きれいな水のパイプを通して流しています

学生時代に農業経済学を専攻し、農産物の流通を学びました。

その後、株式会社ジェイエイしみずサービスへ就職し、スーパーマーケット・直売所の仕事をさせていただきました。直接、お客様と接する仕事を通じ多くの方と出会い、やりがいを感じていました。

会社には申し訳ない気持ちがいっぱいでしたが、母の体調がすぐれず、自分がわさびを守っていくことを決心し家業を継ぐことにしました。

わさびは静岡県の特産品であり日本の宝です。その文化と歴史を受け継ぎ、後世へつないでいくことを私たちは使命としています。



サラリーマン時代に多くの方と知り合い、その都度「感謝」の心を学びました。

農業を取り巻く環境は一層厳しさを増していきますが「感謝」の言葉を忘れずに、家族と協力し合いながら両河内のわさびを守っていきます。

これからも将来に向けて精進していきたいと思っています。

竹澤さんへメッセージ

若者が両河内から出て行く中で、よく頑張って根を下ろしてやってくれていると思います。これからわさび農家として地域を引っ張って行ってけると期待しています。

また、若い感性とアイデアで若者が両河内に根を下ろせる様な作目なり、販売又は六次産業などそれぞれの立場を取り入れた農業を進めてほしいと思います。

(農業委員 牧野正昭)



～農業者年金へ加入しましょう～

農業者の方なら広く加入できます

- **加入要件は**
 - ① 60歳未満
 - ② 国民年金の第1号被保険者
 - ③ 年間60日以上農業に従事する方
農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。
- **保険料は** 月2万円～6万7千円の間で千円単位で選べます。
- **保証は** 年金は生涯支給されます。
- **節税として** 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。



H28農業者年金加入推進特別研修会
(掛川市)

副会長 鈴木茂樹委員
望月順子委員

国民年金+農業者年金で老後の安心を

【お問い合わせ】 静岡市農業委員会事務局 農政係 ☎054-221-1483

農地を転用するときは、農地法の許可※が必要です!

農地法の農地転用許可基準では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により、農地を区分¹しています。

農業委員会では、農業上の利用に支障がない農地に限り、転用を許可しています。

◆農地転用とは…

農地を農地以外のもの(資材置場、駐車場、住宅地など)にすることです。農地を転用したり、転用のために売買等する場合には、原則として農地転用許可を受けなければなりません。

◆許可なく転用したら…

無断で農地を転用した場合は、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。(農地法第51条)

また、違反転用には3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金という罰則の適用もあります。(農地法第64条、第67条)



イラストは、「平成24年度版農家相談の手引き」より引用

※市街化区域内的の農地は、あらかじめ農業委員会に「届出」をすれば許可は必要ありません。

1. 農地区分には、農用地区域内農地・甲種農地・第1種農地・第2種農地・第3種農地があります。

【お問い合わせ】 静岡市農業委員会事務局 農地係 ☎054-221-1140



農地利用状況調査を実施しました

農業委員会では8月～10月にかけて法改正後の新体制である農業委員20名、農地利用最適化推進委員37名、地区補助員110名が地域を巡回し、遊休農地や違反転用農地等の農地利用状況調査を実施しました。

既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により、耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も調査の対象となります。

農地が荒れてしまう前に次の耕作者へ引き継ぐことも大切です。

耕作放棄地を解消することは、害虫、鳥獣害、不法投棄、防犯、火災等を防止することにもなります。

農地をお持ちの方は草刈り、除草等を行い適正に管理していただきますようお願いいたします。

今後、農業委員会では、農地の利用意向調査を行います。

農地利用最適化推進委員等が農地の調査のため訪問等による指導を行う場合があります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。



遊休農地の課税が強化されます

農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に固定資産税の課税が強化されます。

協議の勧告がおこなわれるのは、農地中間管理機構への貸付けの意向を表明せず、自ら耕作を行わないなど、**遊休農地を放置している場合に限定**されます。

◆**課税強化の手法**… 固定資産税の通常の農地の評価額は、正常売買価格×0.55(限界収益率)となっているところ、勧告の対象となった遊休農地については、0.55を乗じないこととなります(結果的に税額が1.8倍になります)。

◆**実施時期**……… **平成29年度から実施します**。具体的には、毎年1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、初年度については、平成29年1月1日時点で、協議の勧告が行われている場合に課税強化が行われることとなります。

農地中間管理機構へ貸付けた場合の課税の軽減

所有する全農地(10a未満の自作地を残せます)を、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに**農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付け**たときは、次の期間、当該農地に係る固定資産税の課税標準が価格の2分の1に軽減されます。

◆**軽減期間**……… ①15年以上の期間で貸し付けた場合には**5年間**

②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には**3年間**